

金沢弁護士会所属会員に対する業務妨害事件に関する会長声明

本年4月16日午前9時40分ころ、金沢弁護士会に所属する弁護士が、同弁護士の法律事務所において、弁護士業務に関連して男に腹部を刺されるという傷害事件が発生した。

このような暴力をもって弁護士業務を妨害し、自らの理不尽な目的を実現しようとする犯罪行為は、社会正義の実現と基本的人権擁護を使命とする我々弁護士全てに向けられた挑戦であり、法治社会では断じて許されるものではない。

当会は、坂本弁護士一家殺害事件の当事者会として、本件の犯行を行った者を強く非難するとともに、関係機関において厳正且つ適切な処理を取られるよう強く求め、今後も弁護士に対する業務妨害に対しては一步も引くことなく毅然と対処する覚悟であることを改めて宣明するものである。

平成21年4月22日

横浜弁護士会

会長 岡部光平